

会 議 録

会 議 の 名 称	平成29年度第2回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	平成29年11月27日（月） 午前10時00分から
開 催 場 所	所沢市役所4階 入札室
出席者の氏名	大島 利彦（埼玉県川越県土整備事務所 所長） 高島 誉章（公認会計士） 林 真由美（弁護士）
欠席者の氏名	なし
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表（様式第1号） 3 入札方式別発注工事一覧表（様式第2号） 4 入札参加停止等の措置状況総括表（様式第3号） 5 入札参加停止等の措置状況一覧表（様式第4号） 6 抽出事案説明書（様式第5号）
担 当 部 課 名	【担当課等】 （環境クリーン部）池田資源循環推進課長 （建設部）末廣宮繕担当参事 （上下水道局）高橋総務課長、根岸下水道整備課長、 他各担当課職員 【事務局】 （総務部）加藤総務部長、増田契約課長、他事務局職員

発言者	審議の内容
契約課	<p>議 事</p> <p>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 平成29年4月1日から平成29年9月30日までの市及び上下水道局発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p> <p>2 審議事案の抽出結果報告 審議の対象となる事案の中から、1者のみの入札となった事案、随意契約による事案、特定JVを対象とした事案、指名競争入札による事案等の合計5件を抽出した旨、抽出委員より報告があった。</p> <p>3 抽出された事案の審議</p> <p>① 「所沢市立中富小学校トイレ改修工事」 (市発注・一般競争入札)</p> <p>抽出理由の「同一種別の工事を同一日に開札する一抜け方式の入札を当該工事に選択した合理的な理由を教えてください。また、中富小学校トイレ改修工事は、応札者が5件の一抜け方式によるトイレ改修工事に応札していない者で1者（1者無効）落札になっていますが、本工事は5件の一抜け方式によるトイレ改修工事と相違する工事内容がありますか。」とのことですが、小・中学校のトイレ改修工事につきましては、夏休み期間を活用して施工するため、一つの業者が複数の工事を同時期に施工することは困難であると判断し、一抜け方式による入札を選択いたしました。</p> <p>また、若狭・山口・伸栄小学校と南陵・富岡中学校の5校につきましては、設計金額が6千万円以上であることから所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱第2条の規定に基づき、級別区分がA級の業者での一抜け方式による入札といたしましたが、中富小学校につきましては、設計金額が6千万円未満であることから同条の規定に基づき、級別区分がB級の業者となることから一抜け方式とする必要がありませんでした。</p> <p>なお、施工規模により設計金額の差はございますが、特に工事内容に相違する点はございません。</p>
委員	<p>一抜け方式は受注機会を与えるための制度であると理解していますが、市が業者に対し、同時期に複数の工事を施工する能力が無いと判断することがあるのですか。また、受注機会を与えるということと、施工管理のどちらに重きを置いて一抜け方式を採用しているのですか。</p>

契約課	<p>5校の工事対象業者は、市内のA級業者11者です。トイレ改修工事につきましては、受注機会を幅広くというよりも、夏休みの短い期間に工事を確実に完成させる必要があります、1者が複数箇所の施工を行うのは困難であると思われるため、一抜け方式としたものでございます。</p> <p>競争性の観点といたしましては、全ての案件で最も安い金額で応札した業者が1件しか受注できないという可能性もございますが、全ての案件において電子入札で全者が同時に入札していることから、案件ごとの競争性は保たれているものと考えております。</p>
委員	<p>一抜け方式は、どのように行われるのですか。</p>
契約課	<p>設計金額の大きい順に開札の順番を決定します。開札順の早い案件から、最も安い金額で応札した業者を落札候補者とし、次の案件以降、その業者の入札は無効となります。</p>
委員	<p>トータルで見た場合、落札金額よりも安い金額で応札されている場合もあるのですね。</p>
契約課	<p>可能性としてはございます。</p>
委員	<p>市の事務の効率性のために、一抜け方式を導入することはあるのですか。</p>
契約課	<p>契約課といたしましては、一抜け方式を採用するかどうかは工事発注課の意見を聞いて決定しております。この工事につきましては、1者が複数箇所の施工を行うのは困難であると思われることから、一抜け方式を採用いたしました。</p>
委員	<p>所沢市立中富小学校トイレ改修工事は、なぜアポロ工業株式会社の1者のみの応札なのです。</p>
契約課	<p>応札可能なB級業者は15者ですが、大きな工事の施工可能な業者が少ないため、このような結果になったものと思われま。</p>
委員	<p>ランク分けを6千万円とする基準は絶対なのですか。あまりにも機械的すぎるのではありませんか。</p>
契約課	<p>6千万円未満でもA級に切り上げる場合はございます。しかし、今回の案件は、本来のB級業者の中に施工可能な業者がおりますことから、これをA級に切り上げてA級業者に発注するとB級業者が</p>

	<p>受注できず実績が増えないため、B級として発注いたしました。</p>
委員	<p>5件のトイレ改修工事は、一抜け方式とせずに通常の一般競争入札とし、複数の案件を落札した場合はいずれかを辞退するという方法は難しいのですか。</p>
契約課	<p>落札候補者の段階での辞退は可能です。その場合、次点の業者が落札候補者となります。</p>
委員	<p>その方法で行えば、一抜け方式とする必要が無いのではないですか。</p>
契約課	<p>5件とも最も安い金額で応札した業者があった場合、その業者が5件全ての施工が可能であれば良いのですが、市としては夏休みの短い期間に施工する必要があるため、1者につき1案件と制限を設けたものでございます。</p>
委員	<p>工事の確実性を重視したということですね。</p>
契約課	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>市内本店A業者が11業者、B業者が15業者とのことですが、市としては競争性を確保するための基準はあるのですか。</p>
契約課	<p>「所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱」により、設計金額5千万円以上の案件は10者以上の応札可能者数が必要と設定されております。</p>
委員	<p>学校の工事については、毎年一抜け方式で発注しているのですか。</p>
契約課	<p>トイレ改修工事につきましては、ここ何年か発注が続いておりますが一抜け方式で発注しております。</p>
委員	<p>最低応札者数の設定はありますか。また、全ての工事で1者しか応札しなかった場合は、1者が複数件を落札するのですか。</p>
契約課	<p>最低応札者数の設定はございません。また、1件目の案件で1者でも応札があれば、その業者が落札候補者となります。なお、一抜け方式では、2件目以降の同者の応札は無効となり、他に応札者が無ければその案件は不調となります。</p>

委員	<p>(意見等)</p> <p>一抜け方式については、工事の期間、業者数、工事内容等によりその採用が適切である場合に、制度が適切に運用されていれば良いと思います。</p>
委員	<p>B級業者で設計金額5千万円の工事の応札者が少ないとのことなので、施工可能な業者が増えると良いと思いました。</p>
契約課	<p>②「所沢市立三ヶ島保育園耐震改修工事」 (市発注・一般競争入札)</p> <p>抽出理由の「1者応札で落札率も高くなっています。これは同一種別の工事が6月23日と7月4日は一抜け方式で計4者の落札後であり、競争原理が働きにくい状況と推測されますが、タイミング的にこの時期に当該工事が発注された理由は。」とのことですが、本事案につきましては、保育園5園の耐震改修工事を施工するに当たり、設計金額に応じ、安松・三ヶ島保育園の2園について6月23日に一抜け方式により入札を執行し、山口・北秋津・中新井保育園の3園について7月4日に一抜け方式により入札を執行いたしました。</p> <p>しかし、5園のうち4園につきましては落札となりましたが、三ヶ島保育園につきましては予定価格には達せず、入札が不調となりました。このため、仕様等の見直しを図り、再度、7月25日に入札を執行いたしましたので、この時期での発注となりました。</p>
委員	<p>不調になった際は、何者の応札があったのですか。</p>
契約課	<p>申込みは5者からございました。このうち4者が辞退し、1者は予定価格を超過した金額での入札でございました。</p>
委員	<p>再度の入札において、予定価格の見直しを行ったのですか。</p>
契約課	<p>仕様を変更し、設計金額の見直しを行いました。</p>
委員	<p>設計に問題があったのですか。</p>
営繕課	<p>三ヶ島保育園につきましては、耐震改修工事という特殊性があること、また、5園のうち唯一木造であることから、積算が難しい建物でございました。</p> <p>例えば、撤去工事につきましては、機械による撤去を想定しておりましたが、実際には機械による撤去が困難であり施工に手間がかかるため、これを見直しました。また、屋根工事につきましては、</p>

	<p>0.35 mmの厚さの鉄板を想定しておりましたが、流通量が非常に少ないため、0.4 mmに変更いたしました。施工しやすいように設計変更を行った結果、設計金額が1千万円程度増額となりました。</p>
委員	<p>保育園の夏休みは、小学校と同じ期間ですか。</p>
営繕課	<p>保育園には夏休みがございません。5園のうち、中新井保育園は園児がいる中で施工を行い、他の4園には一定期間、園児に他の施設へ移動してもらい、工期に制限のある中で施工しております。</p>
委員	<p>トイレ改修工事では、夏休み期間であることを一抜け方式の採用の理由としていました。保育園の耐震改修工事は、夏休みが関係無いにも関わらず一抜け方式が採用されていますが、その理由は何ですか。</p>
営繕課	<p>夏休みはございませんが、園児が他の施設へ移動する期間に工事を完成させる必要があり、その期間に機動力を高め丁寧な対応を行うために一抜け方式を採用しております。</p>
委員	<p>移動というのは、園児の日々の移動ということですか。</p>
営繕課	<p>中新井保育園以外の4園につきましては、近くの児童クラブや保健センターに保育園機能を移動させ、そこで保育園を運営しております。</p>
委員	<p>耐震補強工事はある程度の施工能力があり、実績のある業者に施工してもらう必要がありますが、指名競争入札で行うことはできないのですか。</p>
営繕課	<p>業者のランクにつきましては、設計金額が6千万円未満の案件はB級となりますが、耐震補強という特殊性がある案件のため、A級といたしました。</p>
契約課	<p>地方自治法により、入札は基本的に一般競争入札で行うことと定められております。指名競争入札につきましては、特殊な事情がある場合に限り行うものとなります。市といたしましても5百万円以上の案件につきましては、基本的に一般競争入札で行っております。今回は、指名競争入札とするまでの案件ではありませんでした。</p>
委員	<p>(意見等) 園児の通園の調整等により施工期間が限定されると思います。入</p>

	<p>札の時期は余裕を持って執行するとよろしいかと思います。</p> <p>③「所沢市衛生センター改修工事（A工区）」 （市発注・随意契約）</p> <p>抽出理由の「当該工事のB工区は一般競争入札になっていますが、A工区が随意になっている理由は。」とのことですが、所沢市衛生センター改修工事（A工区）につきましては、衛生センターに隣接する株式会社KADOKAWAが建設中のところざわサクラタウンの擁壁に、衛生センター敷地内の擁壁を接続する工事です。</p> <p>両工事は隣接現場内の類似工種の施工であり、かつ並行して施工していくため、鹿島建設株式会社において一体的に施工されることにより、業者間での工事工程に係る調整が不要となり、円滑に工事を施工できる上、工期の短縮が可能となります。</p> <p>また、衛生センターを稼働しながらの施工となるため、鹿島建設株式会社が施工することでサクラタウン側の用地から工事の施工及び工事車両の搬出入が可能となり、衛生センターの安全な稼働及び利用者の安全性も確保できるため、1者による特命随意契約といたしました。</p> <p>なお、所沢市衛生センター改修工事（B工区）につきましては、施工内容に特殊性がないことから、一般競争入札として執行いたしました。</p>
契約課	
委員	B工区の工事は、鹿島建設株式会社は応札していないのですか。
契約課	B工区は市内本店業者を対象としていることから、鹿島建設株式会社の応札はございません。
委員	A工区とB工区を分けずに、B工区も含めて随意契約とした方が安く済むということはありませんか。
資源循環推進課	5百万円以上の案件につきましては、基本的には一般競争入札であり、A工区のような特殊な案件のみを随意契約といたしました。
契約課	B工区の施工内容は井戸の掘削等であり、A工区とは施工内容が異なるため工区を分けております。
委員	ところざわサクラタウンの工事に含めて発注した方が安かったのではないですか。
資源循環推進課	ところざわサクラタウンにつきましては、株式会社KADOKAWA

	<p>WAが施工する民間工事であり、公共工事ではございません。</p> <p>④「岩岡雨水1号幹線築造工事」 （上下水道局発注・一般競争入札）</p> <p>抽出理由の「10億を超す大型工事の場合、所沢あるいは県内の単独業者では受注能力に限界があると考えられる場合、入札に際してどのような事前対応を取っているのか。今回はJV2団体の応札があったが。」とのことですが、設計金額が5億円を超える場合につきましては、国土交通省の「公共企業体のあり方について」の基準と「埼玉県共同企業体取扱要綱」に従い、原則、特定建設工事共同企業体による施工対象工事としております。</p>
上下水道局総務課	
委員	<p>長距離推進工法ができる業者が特定JV（特定建設工事共同企業体）でないとできないのですか。それとも設計金額が5億円を超えるから特定JVでないと参加できないのですか。</p>
契約課	<p>先程、5億円以上が原則、特定JVであるというお話でしたが、市独自の基準はなく5億円を超える案件につきましては、特定JVとして検討することとなっております。今回の案件は、金額が大きいということで特定JVを入札参加資格としております。</p>
委員	<p>長距離推進工法は、1つの業者では施工できないのですか。また、区切って実施すれば可能ではないでしょうか。</p>
下水道整備課	<p>今回の案件は、地下の埋設物等の関係で中間地点に立坑等が掘れない状況であり、区切って実施することができないため、長距離推進工法といたしました。また、特殊な工法であることから特定JVを選択いたしました。</p>
委員	<p>入札参加対象者は、契約課が決めるのですか。</p>
契約課	<p>上下水道局の発注工事のため、工事担当課と上下水道局総務課で相談し決定しております。</p>
委員	<p>工事の概要ですが、マンホールの所から縦穴を掘って、地区全域を長距離推進工法で掘るというイメージでよろしいでしょうか。</p>
下水道整備課	<p>委員がお話のように発進立坑を掘りました後、そこに特殊な推進機械を据えて地下をモグラのように進んで行く工法です。</p>

委員	それを区切るというのは、工事的におかしいということですか。
下水道整備課	地下埋設物等の関係で途中で中間立坑を掘るのが難しい状況なので、発進立坑から到達まで一本の推進工法で実施したものです。
委員	一般競争入札対象者名簿の中で、代表構成員となる会社の条件が記載されていますが、何か基準があって定めているのですか。
契約課	特に基準は定めておりませんが、過去の案件の参加条件などを参考に決めております。
委員	実績からこの程度の経審点（経営規模等評価）を持っている業者であれば、間違いなく施工できるという判断という意味ですか。
契約課	その通りです。
委員	手続きとしては、所沢市工事請負業者等指名委員会により、決めるということでしょうか。
契約課	特定JVにおいて施工する場合には、所沢市工事請負業者等指名委員会での承認をいただき進めております。
上下水道局総務課	<p>⑤「林一丁目地内地下水管布設工事」 （上下水道局発注・指名競争入札）</p> <p>抽出理由の「本件工事が指名競争になった理由と、指名業者の選定理由は。」とのことですが、本案件施工箇所の近隣につきましては、第3期市街化調整区域の下水道工事を同時期に複数箇所施工しているため、他業者との調整力などが必要となることから、指名競争入札として調整力などに信頼のおける業者を選定いたしました。</p>
委員	指名理由が調整力となっていますが、上下水道局では指名競争入札が5件あるのですが、それぞれ簡単に理由をお願いします。
契約課	市の方では、設計金額が5百万円以上の案件につきましては、原則、一般競争入札により行っております。今、お話しいただきました5件のうち、3件につきましては、設計金額が5百万円未満であることから指名競争入札となります。また、残り2件につきましては、それぞれ業者を指名しなければならない理由があったものでございます。

委員	調整力とは、具体的にどのようなことですか。
下水道整備課	近隣で複数の工事を施工しているため、工事資材の置場ですとか施工中のところを他の施工業者が通行することなども多くありますことから、その点などを踏まえましてある程度の調整力がある業者を選定いたしました。
委員	重複しますが、A級の業者であれば人員も多く、日程調整や経験も豊富なことなどが、調整力という理解でよろしいですか。
下水道整備課	その通りです。
委員	C級からA級にランクが2ランクアップしていますが、市の方では、ランクアップはいくつまでという基準はないのですか。
契約課	所沢市工事請負業者等指名委員会におきまして、承認をいただくこととなっております。
委員	特に1ランクアップなら可能というものもないのですか。
契約課	基準では、それなりの理由があれば1ランクアップまでは可能であると定めております。
委員	(意見) 議事録の件ですが、過去の一抜け方式の議事録に「一抜け方式は、採用していません。」という記録がありましたが、前後の脈略が抜けている関係で、この言葉だけ捉えると全体的に一抜け方式は採用していないという意味に捉えてしまうことから議事録の作成時には、十分に考慮して作成していただきたいと思えます。
委員	行政の役割には、中小企業育成、地元業者育成という部分があり、県でも県内の中小企業育成という方針であり、基本的には、県内企業での施工とし、施工能力的に難しいものについて県外企業での施工としています。一抜け方式については、工期の短縮が主たる目的ではないかと考えます。工期短縮のために工区割りをしたのに同じ業者が受注した場合、工区を分けた意味がないので、工区割りをする場合には、必ず一抜け方式にさせていただいて、確実に工期の短縮が図れるようにしてください。 また、中小企業、地元業者育成の部分と工期短縮という部分とを分けて説明しないと一般の方にはわかりづらい部分もありますので、議事録を公開した時に誤解が生じないような対応をしていただ

きたいと思います。

4 その他

- ・ 次回の審議事案の抽出について
審議事案の抽出委員：大島委員長